１６国際第１２９７号
平成１７年４月１日
農　林　水　産　省
一部改正　平成１８年７月１３日
一部改正　平成１８年７月３１日
一部改正　　平成１９年４月２日
一部改正　　平成１９年９月３日
一部改正　平成１９年１０月１９日
一部改正　平成２０年６月１３日
一部改正　平成２０年１１月２０日
一部改正　平成２１年８月１４日
一部改正　平成２１年９月１８日
一部改正　平成２４年２月９日
一部改正　平成２５年２月１８日
一部改正　平成２６年１２月２５日
一部改正　平成２８年５月３１日
最終改正　平成３０年１１月６日

経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成１７年農林水産省令第１２号。以下「省令」という。）第５条の規定に基づき、関税割当申請書等の記載の方法及び内容その他記入に関する事項について下記のとおり定め、平成１７年４月１日から施行する。

なお、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当申請書等の記載要領（１８国際第３８５号）は廃止する。

記

１　関税割当申請書（省令別記様式第１）

（１）関税割当申請書（以下「申請書」という。）については、「受付番号」及び「受付年月日」の欄を除いて申請者が記入するものとする。

（２）記名押印又は署名の当事者は、申請者が個人の場合にあっては本人、法人又は団体の場合にあっては代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限るものとする。

（３）「資格」の欄には、申請時点において効力を有する関税割当公表（以下「公表」という。）の「関税割当申請者の資格」に掲げる資格要件が複数ある場合に限り、該当する資格要件に係る番

号を記入するものとする。

（４）申請の明細中「実績」の欄には、当該年度における申請にあっては前年度における使用及び輸入の実績を記入するものとする。

（５）申請の明細中「主な使用の計画」の欄には、当該年度における申請にあっては当該年度における主な使用の目的（用途）及び計画数量を記入するものとする。

（６）申請の明細中「備考」の欄には、必要に応じて銘柄その他申請に関し必要な事項を記入するものとする。

２　関税割当証明書（省令別記様式第２）

（１）関税割当証明書（以下「証明書」という。）表面については、（２）から（５）までにより大臣官房国際部国際経済課（必要に応じて割当対象物品の所管課（以下「物資所管課」という。））が、証明書裏面の通関状況については、「許可年月日及び税関押印」の欄を除いて申請者が記入するものとする。

（２）「証明書番号」の欄には、省令に基づき経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＭＸ　－　証明書発給順一連番号の順に、省令に基づき経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＭＹ　－　証明書発給順一連番号の順に、省令に基づき戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＣＬ　－　証明書発給順一連番号の順に、省令に基づき経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＴＨ　－　証明書発給順一連番号の順に、省令に基づく経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＩＤ　－　証明書発給順一連番号の順に、省令に基づき経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＰＨ　－　証明書発給順一連番号の順に、省令に基づき日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＳＷ　－　証明書発給順一連番号の順に、省令に基づき経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＶＮ　－　証明書発給順一連番号の順に、省令に基づき経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＰＥ　－　証明書発給順一連番号の順に、省令に基づき経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＡＵ　－　証明書発給順一連番

号の順に、省令に基づき経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　ＭＮ　－証明書発給順一連番号の順に、省令に基づき環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく割当ての対象となる物品にあっては関税率表番号　－　公表番号　－　証明書発給順一連番号の順に記入するものとする。

（３）証明の内容中「数量及び単位」の欄には、割り当てる数量の数字の前に※印を付し、数字の末尾に単位記号を付するものとする。この場合、※印と数量、及び数量と単位の間には空白をあけないように注意するものとする。

（４）証明の内容中「その他の事項」の欄には、割当てに関し必要な事項を記入するものとする。

（５）３及び４に規定する申請書の提出を受けて証明書を再交付するときは、「証明書番号」の欄には、再交付前の証明書の番号の末尾に枝番号を付した番号を、証明の内容中「数量及び単位」の欄には、当初の割当数量から再交付申請時までに当該割当てにより輸入された数量を差し引いた数量（以下「残存数量」という。）の範囲内で申請者が割当てを希望する数量を記入するものとする。

３　関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第３）

（１）関税割当証明書分割申請書については、「申請の明細」を除いて申請書と同様の要領により記入するものとする。

（２）申請の明細中「証明書番号」の欄には、分割しようとする証明書の番号を記入するものとする。

（３）申請の明細中「割当数量の分割の内容」の欄には、希望する分割数に応じて、それぞれ数量を記入するものとする。

（４）申請にあっては、関税割当証明書分割申請書２部と証明書を提出するものとする。

４　証明書再交付申請

（１）証明書の記載事項の変更（割当数量の変更、相続・合併・倒産等に伴う営業譲渡及び社名変更等を指し、５の場合を除く。）が見込まれる場合には物資所管課に事前に連絡の上、証明書の再交付の申請を行うものとする。その場合の証明書の記載事項の変更やその他の事由による証明書の再交付の申請は、申請書（省令別記様式第１）により、輸入申告する１週間前までに行うものとする。

（２）再交付の申請にあっては、

①割当数量の変更の場合は、申請書２部、証明書

②相続・合併・倒産等に伴う営業譲渡及び社名変更の場合は、申請書２部、証明書、変更を証する添付書類（登記事項証明書の原本、株主総会議事録、合併契約書の写し等で営業譲渡や社名変更を証することができるもの）

を物資所管課に提出するものとする（その他の事由による証明書の再交付の申請の場合は、別途物資所管課に相談すること）。

（３）申請の明細中「数量及び単位」の欄には、残存数量の範囲内で割当てを希望する数量を記入できるものとする。

5　関税割当証明書内容変更届出書（記載要領様式第１）

（１）証明書の記載事項（割当てを受けた者の住所、電話番号に限る。）に変更があった場合には、記載事項の変更後、証明書を利用して最初に輸入申告する時までに、関税割当証明書内容変更届出書１部（割当数量を分割した場合は利用しようとする証明書の数に応じた部数）を物資所管課に提出するものとする。その際、証明書及び変更を証する書類（割当てを受けた者の住所の変更の場合は登記事項証明書の写し等）を添付するものとする。

（２）届出書については、「届出の明細」を除いて申請書（この場合において、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。）と同様の要領により記入するものとする。

（３）届出の明細中「証明書番号」の欄には、内容変更の届出をしようとする証明書の証明書番号を記入するものとする。

6　その他

（１）証明書の記入は、パソコン若しくはワープロのプリンター及びタイプライターによる印書又はゴム印の押印により誤りなく鮮明に記載し、ペン書きをしないものとする。

（２）単位記号については、「計量単位規則」に定めるところに従い、次の例によるものとする。

（例）１．キログラム　＝　kg　　２．トン　＝　t

３．立方メートル　＝　m^3　　４．キロリットル　＝　kl

省令別記様式第１（第１条関係）

原産地	
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第１条
主務官庁	農林水産省

関税割当申請書

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

※受付年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者氏名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　資格＿＿＿＿＿＿＿＿

申請年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請の明細

関税率表番号	品名	数量及び単位	実績		主な使用の計画	備考
			使用	輸入		

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
　２　※印のある欄には記入しないこと。

省令別記様式第２（第２条関係）
（表面）

原産地	
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第２条
主務官庁	農林水産省

関税割当証明書

証明書番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

割当年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　期間満了日＿＿＿＿＿＿＿＿

割当てを受けた者の氏名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿

割当てを受けた者の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

証明の内容

関税率表番号	品名	数量及び単位	その他の事項

農林水産大臣　印

（裏面）

通関状況（品名　　）

税関申告番号及び申告年月日	通関数量	関税割当数量の残存数量	許可年月日及び税関押印

省令別記様式第３（第３条関係）

原産地	
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第３条
主務官庁	農林水産省

関税割当証明書分割申請書

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

※受付年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者氏名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　資格＿＿＿＿＿＿＿＿

申請年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請の明細

証明書番号	割当数量の分割の内容					分割の理由
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
　２　※印のある欄には記入しないこと。

記載要領様式第１

関税割当証明書内容変更届出書

届出者氏名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届　出　者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　資　格＿＿＿＿＿＿＿＿

届　出　年　月　日　平成　　年　　月　　日　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

届出の明細

証明書番号	

内容変更の事項	変更前	変更後

変更の理由	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。